

性の多様性ガイドラインの策定

- R3.8月 職員向けを策定
- R3.9月 市民向けを策定
 - ※ 市民向けは、職員向けを市民・事業所向けに文章を修正しイラストを追加

目的

- 市職員の理解促進と市民サービス向上
- 性の多様性を認め合える社会の実現に向けた市民への意識啓発
- 市民向けに公開し、民間企業や民間医療機関等での活用

内容

- 性の多様性に関する基礎知識
- 市民（お客様）への対応（窓口、電話、証明書・申請書等の性別欄の取扱い、公共施設、災害時）
- 職場等における対応（職場内での言動、職場環境等への配慮、相談体制等）
- 子どもへの配慮・対応（学校内の体制、課外活動・施設利用等における配慮等）
- 相談窓口について

周知方法

- 市ホームページで公開し、市窓口で配布したほか、商工会議所を通じて市内の事業所等へ配布



市民向けガイドライン

性の多様性に関する取組について

性の多様性に関する啓発

- LGBTに関する講座の実施
 - ①男女共同参画市民フォーラム
令和3年12月4日 70名参加
 - ②いわみざわLGBTセミナー
令和3年12月19日 20名参加

- 広報いわみざわ令和3年6月号に準特集記事を掲載

2021 男女共同参画市民フォーラムいわみざわ
～多様性を認め合える社会をめざして～

性的マイノリティってなに？
～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～

講師 仲間 しゅん さん (弁護士らむの総合法律事務所)

日時 令和3年12月4日(土)
午後2時～午後3時30分
(開場 午後1時45分)

場所 奈良県自由体ネットワークセンター
マルチメディアホール
(奈良県中津市南町1番地200)

参加費 無料 (お弁当は別)

申込期間 令和3年11月9日(日)から20日(水)まで

申込方法 申込書、申込料、お振込用紙を添付し、必ずお名前、住所、電話番号、性別、年齢、性別欄を記入し、お振込用紙に「性的マイノリティ」と記載し、お振込先へお送りください。

申込先 男女共同参画課 男女共同参画室
TEL: 0128-23-4111(内線422) FAX: 0128-23-9977
メール: nenjo@nara-npo.or.jp

このセミナーは、性別平等意識の向上、多様な性意識の醸成を目的として開催されています。

奈良県男女共同参画推進センター
いわみざわ
LGBTセミナー

参加無料
定員20名

誰もが暮らしやすく暮らせる社会をつくるために、性の多様性について理解を深めてみましょう。

講師 「基礎知識を正しく学ぼう」
グループワーク 「あなた自身の身近に当事者がいたら？」

日時 令和3年12月19日(日) 14時～16時

ところ 奈良県生涯学習センターいわみざわ 2階 研修室

講師 武藤麻帆さん(レインボーファミリー札幌代表)

対象 奈良県市内に在住、在勤、在学している方

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、換気、手洗いを徹底いたします。
※参加者の状況がある場合は、参加をご遠慮ください。

奈良県男女共同参画推進センターお問い合わせ先：TEL: 0128-23-9977

いわみざわ申し込みシート申込書

氏名	性別	電話番号

※お申し込みの順序はご自身でご確認ください。

申込期間 令和3年12月1日(水)～14日(火)まで

申込先 男女共同参画課 男女共同参画室
TEL: 0128-23-4111(内線422) FAX: 0128-23-9977
MAIL: nenjo@nara-npo.or.jp

申請書等の性別欄に関する検討

- 71様式の性別欄廃止（令和3年10月1日）
押印と共に性別欄も見直し、226様式中71様式を廃止
- 性別記載が必要な理由
 - ①法令に基づき記載が必要
 - ②申請に対する決定等の要因として必要
 - ③統計上必要不可欠
- 上記①②③を除き、申請・届出様式、市から市民に発行している証明書、登録証等について性別欄をなくす方向で今後も全庁的に依頼

性の多様性に関する取組について

パートナーシップ制度の導入について

1 制度の概要

- 性的少数者のカップルの関係が婚姻に相当することを自治体が公に証明する制度
- 二人の宣誓に基づき、宣誓書の写しと市長名の宣誓書の受領証（カード型含む）を交付
- 宣誓書受領証を提示することで、利用可能となる公的サービスや民間サービスがある

2 導入状況

全国	導入自治体数：147自治体（R4.1.4時点） 交付件数：2,537組（R3.12.31時点）
道内	導入済み：札幌市（H29.6.1施行、交付件数：141組（R3.12.31時点）） 導入準備中：江別市（R4.3.1予定）、函館市（R4.4.1予定）、北見市（R4.4.1予定）、帯広市

3 札幌市パートナーシップ宣誓制度

- 要綱で実施。H29.3.31市長決裁、H29.6.1施行。要綱策定後2か月間の周知準備期間。

対象	宣誓の方法	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> • 次の全てに該当する、一方又は双方が性的マイノリティの二人 • 双方が20歳以上（成人）であること • 市内に住所を有する、または、市内への転入を予定していること • 双方に配偶者がいないこと及び他にパートナーシップの関係にないこと 	<ol style="list-style-type: none"> ① 宣誓する日時を事前に電話等で調整 ② 必要書類を揃え、予約した日時に二人で来庁 ③ 市職員の面前で確認書と宣誓書を記入 ④ 市から「宣誓書の写し」と「宣誓書受領証」を交付 	<ul style="list-style-type: none"> • 住民票（マイナンバー記載がないもの）各1通 • 独身を証明する書類（戸籍抄本等）各1通

性の多様性に関する取組について

4 制度導入により受けられるサービス ※受領証の提示により受けられるサービスの例

公的サービス	公立病院における面会・手術同意、公営住宅の入居、公営墓地の使用許可、自治体独自の給付金の受領
民間サービス	民間病院における面会・手術同意、賃貸住宅の入居、生命保険金の受取り、住宅ローンの連帯債務者、クレジットカード・携帯電話の家族割引適用

5 制度導入しても解決しない主な問題

居住地の制限	導入自治体内でしか適用されないため、転出すると利用できなくなる
税制面での優遇	法律上の婚姻関係ではないため、税制面での優遇（扶養控除等）がない
遺産相続人の指定	法律上認められた家族と裁判で争うことになると不利な立場になる
特別養子縁組	法的に同性カップルは養親の対象外
国民年金	第3号被保険者や遺族年金の受給者になることができない

6 関連する制度

ファミリーパートナーシップ制度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 性的少数者のカップルだけでなく子どもも公に家族として証明する制度 ➤ 兵庫県明石市がR.1に最初に導入し、全国で11自治体が導入 ➤ 江別市はファミリーパートナーシップ制度ではないが、受領証に子※の名前を記載し、パートナーを保護者としても証明 ※同居する未成年の実子または養子
都市間連携協定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制度利用者が連携都市間で転居した場合、これまで必要だった転出先への戸籍謄本の提出や受領証の転出元への返還などが不要となり、取得済みの証明書を示すだけで新たな証明書を受け取ることができる制度 ➤ 連携事例：福岡県福岡市（8市と個別に協定）、大阪府・兵庫県内（7市1町の協定） 神奈川県内（4市1町の協定、1市2町の協定）